

カタクチイワシ瀬戸内海系群（燧灘）資源回復計画

平成17年3月31日公表

(平成19年10月24日一部変更)

(平成22年 3月24日一部変更)

1 資源の現状と資源回復の必要性

(1) 資源の特性と資源水準の現状

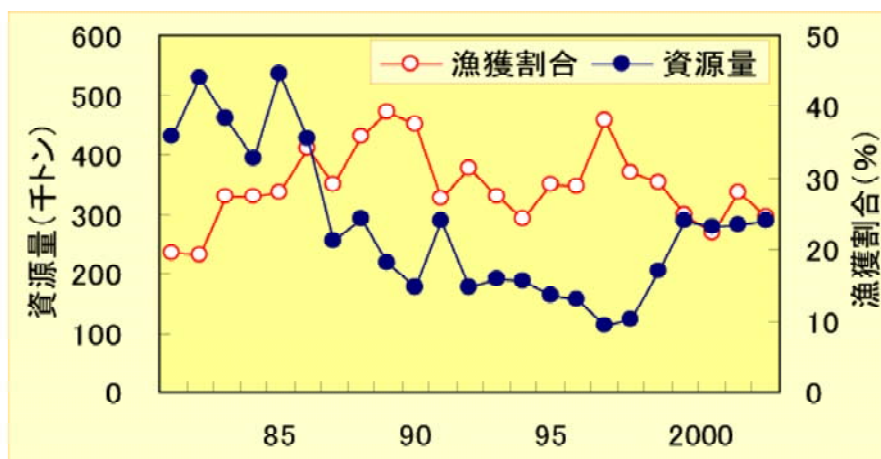
カタクチイワシは、ふ化後半年で約9cm、1年で約11cmに成長し、寿命は2年程度と考えられる。ほとんどの個体が1年で成熟し、ほぼ周年産卵するが、主産卵期は5月～9月である。

カタクチイワシは、カイアシ類などの小型の甲殻類を主な餌としており、サワラ、スズキ、サバ類、タチウオなどの魚食性魚類に捕食される。

カタクチイワシ瀬戸内海系群は、太平洋南区春季発生群と内海発生群との混合資源である。太平洋南区春季発生群は3月～5月に薩南海域から土佐湾で生まれ、黒潮によって輸送される際、その一部が瀬戸内海に補給される。春から秋に瀬戸内海で成長した後、外海へ出て越冬し、翌春産卵する。内海発生群は夏から秋に瀬戸内海の各海域で生まれ、瀬戸内海で成長する。一部は瀬戸内海に残ると考えられているが、大部分は外海へ出て越冬し、翌春、瀬戸内海に来遊して産卵する。

瀬戸内海系群については1981年以降の資源量が推定されており、資源量は1985年に53.5万トンで最大になった後、1997年の11.2万トンまで漸減した。その後は増加傾向を示しており、2003年には29.0万トンとなった。資源量に対する漁獲割合は19～39%であり、特に1986年～1990年にかけて30%以上の年が続いた。

(図1) カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源量と漁獲割合の推移



出典：我が国周辺水域の漁業資源評価（魚種別系群別資源評価要約版）（水産庁ほか）

(2) 漁獲量の推移と資源回復の必要性

瀬戸内海での漁獲量（シラスを含む。）は、1985年のカタクチイワシ10万トン、シラス5万トンをピークにその後は減少傾向を示し、1990年代後半はカタクチイワシ、シラスとも2万トン前後で推移した。1999年以降は7万トン前後で推移しているもののピーク時の半分程度の漁獲量となっている。

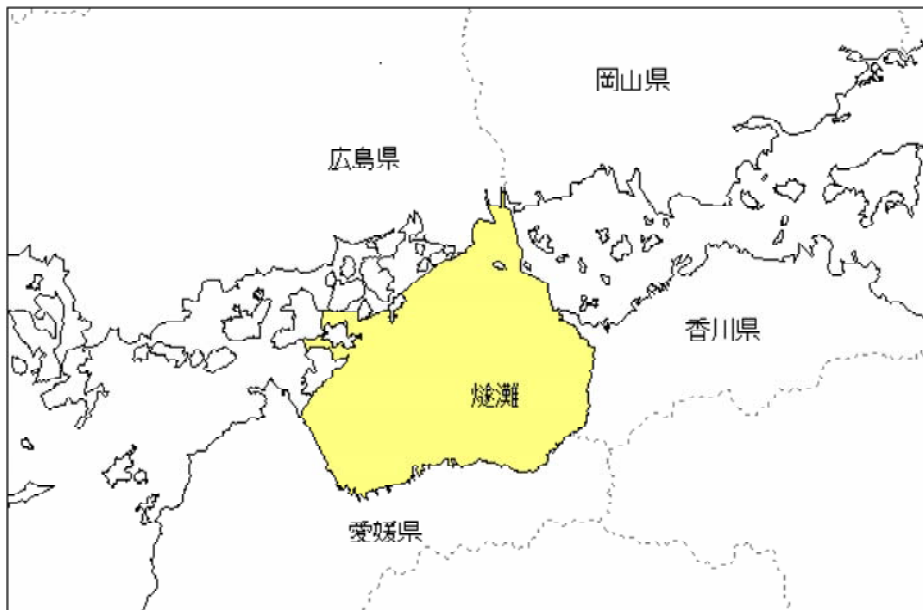
また、燧灘での漁獲量は、瀬戸内海の漁獲量の推移と同様の傾向を示しており、1985年の約5万トンをピークに減少し、近年では増加傾向はあるものの2万トンを下回る水準となっている。

カタクチイワシの資源量は、新規加入量に大きく左右されるため、安定的な新規加入

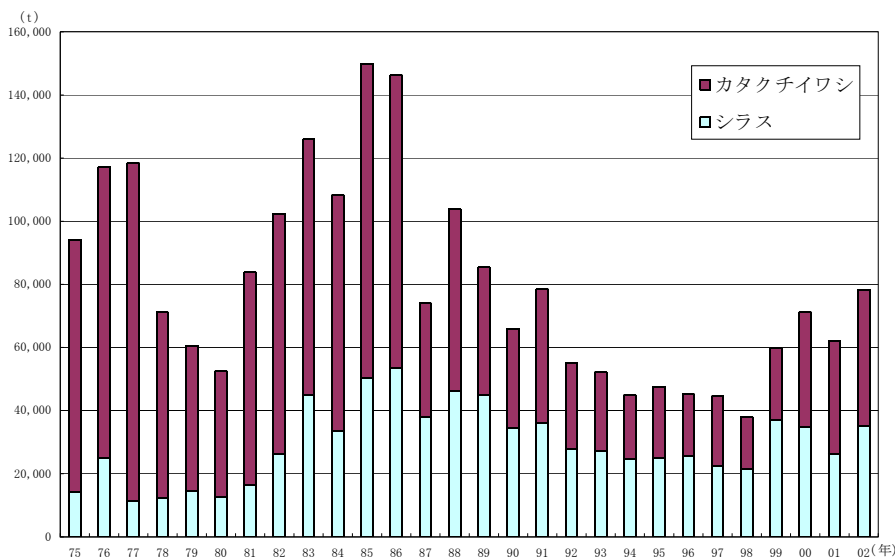
の確保が必要であるものの、これまでの調査等において産卵親魚量と加入量の間には明瞭な関係は認められておらず、親魚を保護することにより新規加入量の増加が必ずしも保証されないといった特殊性がある。

しかしながら、瀬戸内海海域におけるカタクチイワシへの漁獲圧力は経年的に高い傾向であることが知られており、現在の比較的安定した加入状況が悪化すれば資源悪化や漁獲量減少を招くこととなること、また、既に資源回復計画に取り組んでいるサワラなどの餌生物としても重要であること、さらに、瀬戸内海海域の中で漁獲量が多い燧灘海域において、関係漁業者により、減少した漁獲量の回復を目的とした自主的な資源管理の取組が行われていることを踏まえると、燧灘の当該資源に係る資源管理の取組を基盤として、瀬戸内海海域におけるカタクチイワシの資源維持を図ることが適当と考えられる。

燧灘カタクチイワシ対象海域図

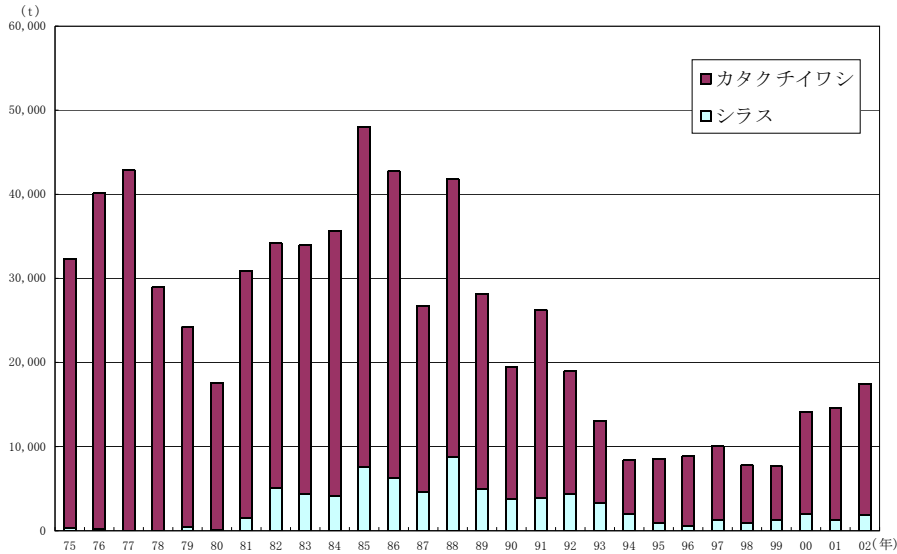


(図2) 瀬戸内海におけるカタクチイワシ・シラスの漁獲量の推移



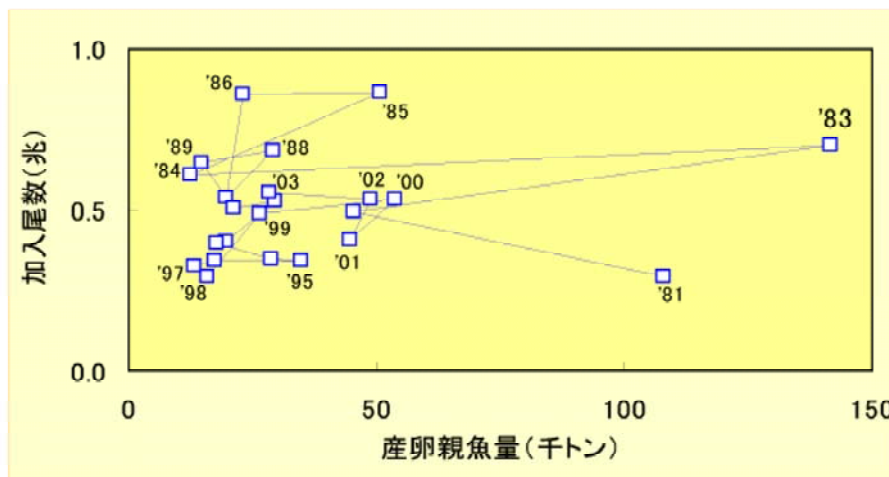
資料：瀬戸内海区及び太平洋南区における漁業動向（中国四国農政局）

(図3) 燧灘におけるカタクチイワシ・シラスの漁獲量の推移



資料: 瀬戸内海区及び太平洋南区における漁業動向(中国四国農政局)

(図4) カタクチイワシ瀬戸内海系群の再生産関係



出典: 我が国周辺水域の漁業資源評価(魚種別系群別資源評価要約版)(水産庁ほか)

2 資源の利用と資源管理等の現状

(1) 関係漁業等の現状

① 関係漁業の現状

燧灘のカタクチイワシを対象とする漁業は、瀬戸内海機船船びき網漁業、いわし機船船びき網漁業があり、通常、1ヶ統当たり網船2隻、運搬船1~2隻(漁場探索船は網船又は運搬船が兼ねる。)で操業を行っている。

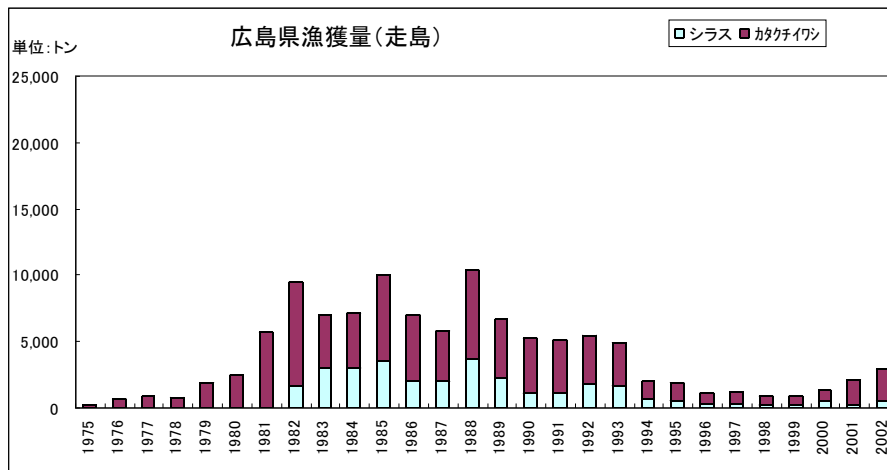
許可漁業の現状

県名	漁業種類	管理区分	許可統数	漁船規模	操業(許可)期間	盛漁期
広島	瀬戸内海機船船びき網	許可漁業	23ヶ統	10トン未満	6/10~12/31	6~8月
香川	瀬戸内海機船船びき網	許可漁業	23ヶ統	10トン未満	5/15~翌1/15	6~9月
愛媛	瀬戸内海機船船びき網	許可漁業	9ヶ統	10トン未満	5/15~翌1/15	6~8月
	いわし機船船びき網	許可漁業	8ヶ統	5トン未満	1/1~12/31	6~8月

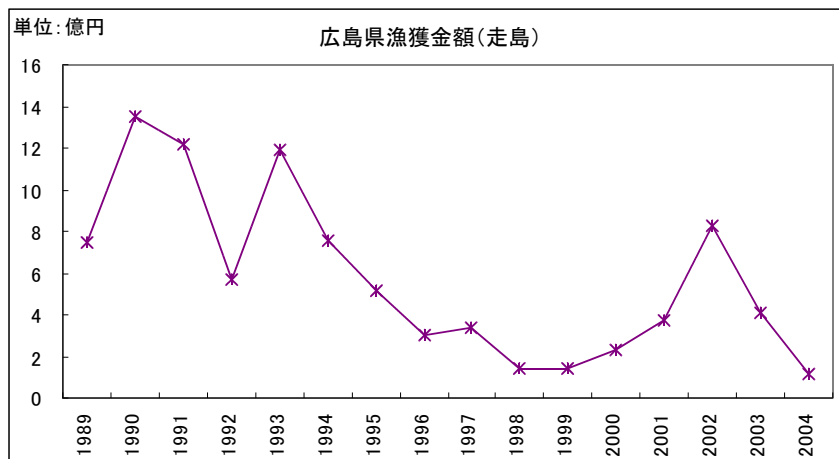
(注) 許可統数は、平成17年1月現在の数値(県調べ)

②漁獲量、漁獲金額の推移

(図5) 広島県における漁獲量・漁獲金額の推移

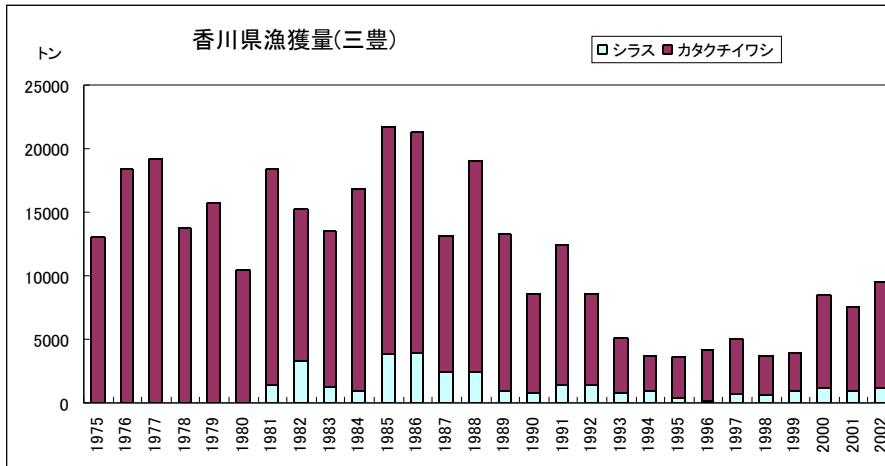


資料: 広島県農林水産統計年報(中国四国農政局広島統計・情報センター)

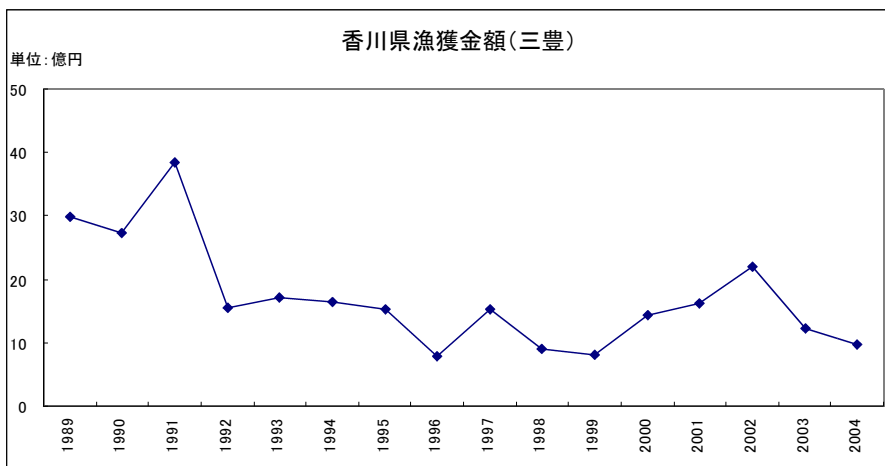


資料: 広島県からの聞き取り(共販金額ベース)

(図6) 香川県における漁獲量・漁獲金額の推移

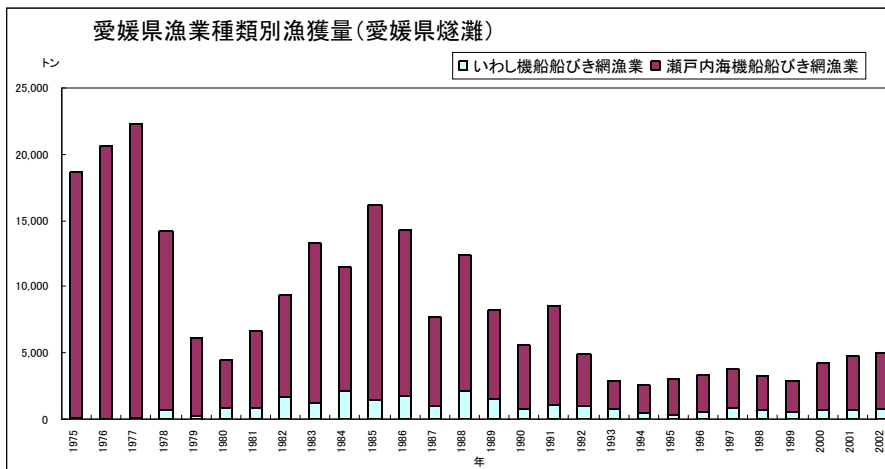


資料: 香川水産統計年報(中国四国農政局高松統計・情報センター)

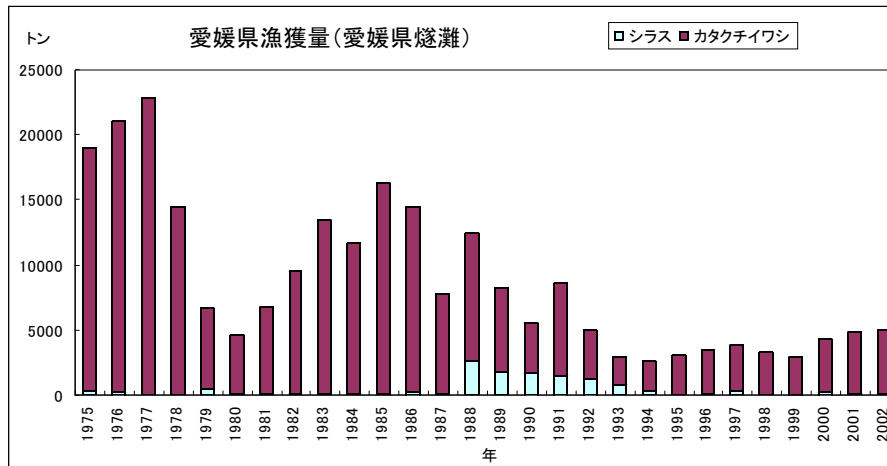


資料: 香川県からの聞き取り(共販金額ベース)

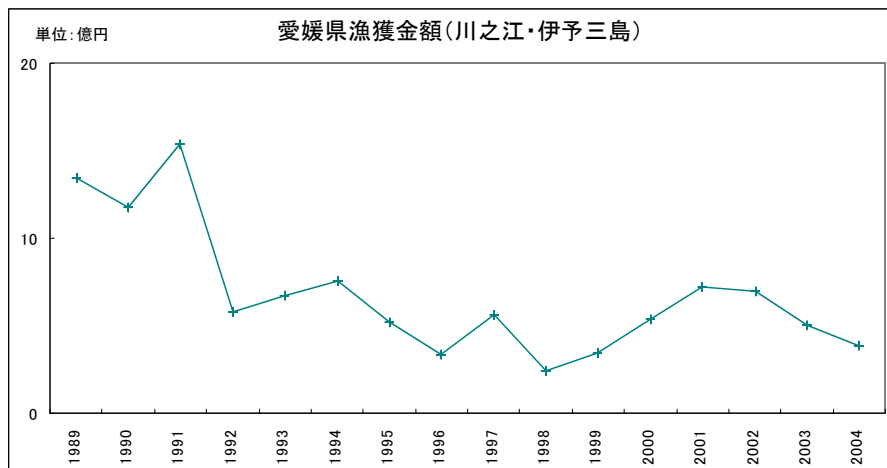
(図7) 愛媛県における漁獲量・漁獲金額の推移



資料: 愛媛農林水産統計年報水産編(中国四国農政局松山統計・情報センター)



資料: 愛媛農林水産統計年報水産編(中国四国農政局松山統計・情報センター)



資料: 愛媛県からの聞き取り(共販金額ベース)

③漁業形態及び経営の現状

燧灘における瀬戸内海機船船びき網漁業及びいわし機船船びき網漁業は、漁獲と加工を同一経営体が営んでおり、カタクチワシ操業期間においては、同漁業が漁業就業の場として機能することに加えて、加工場による地域社会の就業の場を提供する機能も有している。

④消費と流通の現状

漁獲物の大半は加工品(チリメン、煮干し)となり、県漁連等を通じて出荷されている。消費地においては食材としての利用のほか、料理の出し汁等に広く利用されている。

(2) 資源管理等の現状

①関係漁業の主な資源管理措置

燧灘のカタクチワシの資源管理については、現在、漁業調整規則等や漁業者間の自主的な取組により、漁期の短縮や定期休漁日の設定等を行っている。

主な資源管理措置（公的、自主的）

県名	漁業種類	漁業調整規則等	自主的な取組
広島	瀬戸内海機船船びき網	<p>操業禁止</p> <p>日没～日の出</p> <p>つぼ網の定置場所から1,000メートル以内の区域</p> <p>袋網の網目</p> <p>もじ網50センチメートルにつき80径（羽）より粗いものを使用してはならない。</p>	<p>シラス漁期の繰り延べ</p> <p>資源の状況によっては、走島漁協ぱっち網協議会の議決により、シラス漁の開始を遅らせる。</p> <p>操業日数の削減</p> <p>毎週2日以上以上の休業を目標にし、必要に応じて臨時休業日を設ける。</p> <p>漁獲サイズ</p> <p>商品価値のない全長20mm 以下が群の主体のときは操業を控える。</p>
香川	瀬戸内海機船船びき網	<p>漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。</p>	<p>（平成16年度実績）</p> <p>操業期間</p> <p>大羽は6/10、チリメンは6/21より開始。漁期終了は世話人会で決める。</p> <p>休日：週休2日（木・日）、海の日休業</p> <p>海の状況、魚体、価値等を検討し、世話人会で決める。</p> <p>操業時間</p> <p>（盆休み前）</p> <p>出漁：5:30 終漁（船合わせ）18:00</p> <p>網船先着順の操業</p> <p>（盆休み以後）</p> <p>出漁：6:00 終漁（船合わせ）17:30</p> <p>網船先着順の操業</p> <p>袋網の目合い：240径を限度とする（240径より粗いものを使用する）</p>
愛媛	瀬戸内海機船船びき網	<p>操業禁止</p> <p>日没後1時間～日の出前1時間</p> <p>既に免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p>	同上
	いわし機船船びき網	<p>操業禁止</p> <p>日没後1時間～日の出前1時間</p> <p>操業区域</p> <p>所属漁協の共同漁業権区域内</p> <p>袋網の網目</p> <p>90径から220径までのもじ網以外のものを使用してはならない。</p> <p>既に免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。</p>	<p>（平成16年度実績）</p> <p>土曜日休漁</p>

②遊漁の現状

地域によっては、遊漁者による岸壁等からの釣りによる採捕が行われているが、採捕量は資源量に影響を与える水準でないと考えられる。

③資源の積極的培養措置（栽培漁業、漁場造成等）

種苗放流や漁場造成等は特に行われていない。

④漁場環境の保全措置

漁場環境の保全措置は特に行われていない。

3 資源回復の目標

燧灘でのカタクチイワシ漁獲量は、1985年の約5万トンピークに近年では2万トンを下回る水準となっており、今後カタクチイワシを安定的に漁獲していくためには、現状の水準を下回ることがないよう資源量を維持することが不可欠である。

このため、既に当該資源に対する資源管理の取組が行われている燧灘において、関係漁業者が一体的に平成25年度までの間、4の資源回復措置に取り組むことにより、計画期間後に当該資源の資源尾数水準を現状（計画開始前5年間平均）と同程度に維持することを目標とする。

なお、現時点では、カタクチイワシは産卵親魚量と加入量の間に関係が認められておらず、将来の資源動向予測精度が高いとは言い難い状況にあることから、モニタリング調査を行いつつ、計画期間後の資源量推定について、より適正な資源回復目標へと随時修正することとする。

4 資源回復のために講じる措置と実施期間

平成17年度から平成25年度までの間、次の漁獲努力量の削減措置を行う。

(1) 漁獲努力量削減措置

①休漁期間の設定

瀬戸内海機船船びき網	5月15日～	関係漁業者で協議決定した日（カタクチイワシの産卵状況を踏まえて決定）
		関係漁業者で協議決定した日（カタクチイワシの産卵状況を踏まえて決定）
いwash機船船びき網	4月1日～	5月31日
	11月22日～	3月31日

(操業期間)

瀬戸内海機船船びき網	関係漁業者で協議決定 (カタクチイワシの産卵状況を踏まえて決定)
いwash機船船びき網	6月1日～11月21日

②定期休漁日の設定

操業期間中に、週に1日以上定期休漁日を設定する。なお、定期休漁日は現行の休漁日数を下回らないものとする。

(参考：平成16年の休漁日)

瀬戸内海機船船びき網	広島県	木曜日
	香川県	木曜日、日曜日
	愛媛県	木曜日、日曜日
いwash機船船びき網	愛媛県	土曜日

なお、上記①に関して、操業期間内における毎年の操業開始日及び操業終了日の設定

に当たっては、漁獲物の品質を考慮し、煮干し加工等に不適切なカタクチイワシの漁獲を避けるための試験採捕や魚体成分分析等を実施することにより、資源の回復と併せて漁家経営の安定に資するよう努めることとする。

(2) 資源の積極的培養措置
該当なし。

(3) 漁場環境の保全措置
該当なし。

5 漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置

資源回復を実現するため採捕、水揚げ制限等の規制措置を行うが、その実効性を確保するため、資源状況や操業状況に機動的に対応できるよう、委員会指示等の公的担保措置を講じていく必要がある。

また、漁獲努力量の増大を抑制するため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律等に基づく措置を行う。

6 資源回復のために講じる措置に対する支援策

(1) 漁獲努力量の削減措置に関する経営安定策

目 的	事業名及び内容
休漁中の漁船が漁場の監視等に 従事	資源回復等推進支援事業のうち推進支援事業（休漁期間中の漁船の活用に必要な経費について助成）

(2) 資源の積極的培養措置に対する支援措置
該当なし。

(3) 漁場環境の保全措置に対する支援措置
該当なし。

7 資源回復措置の実施に伴う進行管理

今後、資源回復計画の実効を期すため、漁業者、行政及び研究サイドが一体となった資源回復計画の進行管理体制を構築し、資源回復計画に基づく取組の評価、資源回復措置の見直し等を行う。

(1) 資源回復措置の実施状況の把握

国及び関係三県は、資源回復措置の実施状況を毎年把握するとともに、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導する。

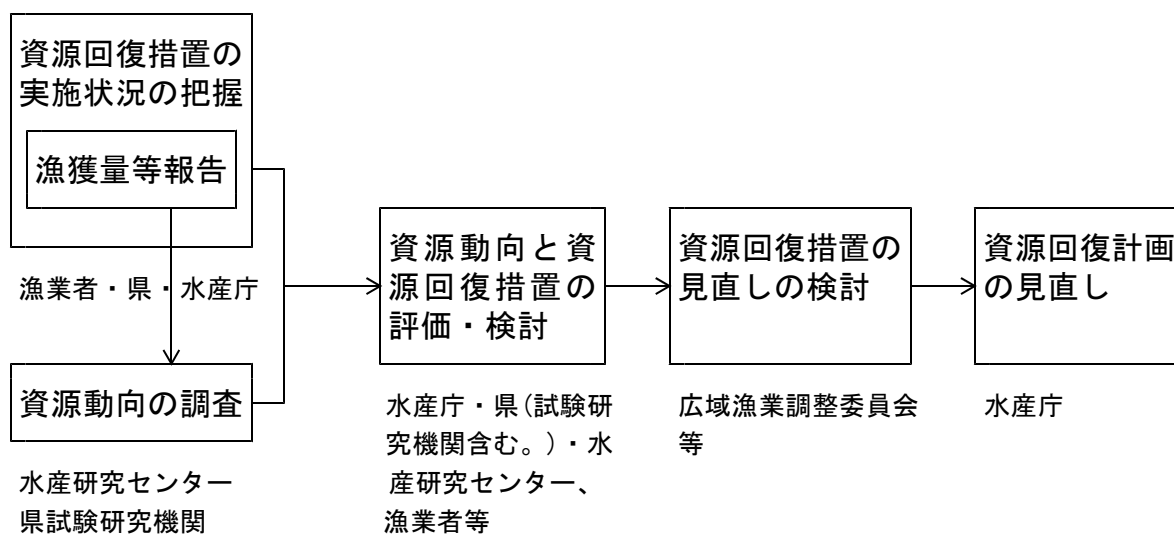
(2) 資源動向の調査

国は、関係三県と連携して燧灘カタクチイワシ資源について調査・評価体制を構築し、資源状況の把握を行う。

(3) 資源回復措置の見直し

国、関係三県等は、(1)、(2)の結果を踏まえ資源回復措置の評価を検討するとともに、必要に応じ資源回復措置の見直しを行う。

(4) 進行管理に関する組織体制



8 その他

この計画の対象資源は、瀬戸内海全域及び太平洋南部海域まで分布する資源であることから、瀬戸内海系群全体の資源動向を注視しつつ計画を進めることとする。

この資源回復計画は、資源の回復を図り、将来的に国民に対する水産物の安定供給を実現していくための施策であることから、国民の理解を得ながら計画を進めていく必要があり、計画について広く情報提供を行うこととする。

なお、本計画終了後においても、自立的な資源の維持管理が図られるよう管理体制の検討等、所要の検討を行いつつ計画を推進するものとする。

(別紙)

本計画において「燧灘」とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海域をいう。

- 1 次のAからHまでの点を順次結んだ線
 - A 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点
 - B 広島県福山市箕島町箕島地区工業団地北東角から護岸沿い北西へ四百二十メートルの点と岡山県笠岡市神島御崎を結んだ線（以下「b線」という。）と、Aの点と広島県福山市走島町走島くぼみを結んだ線との交点
 - C b線と、Aの点とDの点を結んだ線との交点
 - D 岡山県笠岡市梶子島西端
 - E Dの点と岡山県笠岡市小飛島西端を結んだ線と、広島県福山市走島町宇治島東端と岡山県笠岡市北木島西北端を結んだ線（以下「c線」という。）との交点
 - F Gの点と広島県福山市走島町袴島東端を結んだ線と、c線との交点
 - G 岡山県笠岡市六島東端
 - H 香川県三豊市詫間町三崎突端
- 2 広島県福山市狐崎と同市田島箱崎漁港箱崎地区南防波堤基部を結んだ線
- 3 広島県福山市田島南端と愛媛県越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻突端を結んだ線
- 4 愛媛県越智郡上島町弓削島里ノ鼻突端と同町岩城島城ノ鼻突端を結んだ線
- 5 愛媛県越智郡上島町岩城島新城鼻突端と広島県尾道市生口島五本松崎突端を結んだ線
- 6 広島県尾道市瀬戸田町垂水と同町荻との最大高潮時海岸線における境界点と愛媛県今治市大三島多々羅岬突端を結んだ線
- 7 愛媛県今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における境界点のうち最も南部に位置する点と同市大島竹ヶ鼻突端を結んだ線
- 8 愛媛県今治市大島長瀬ノ鼻突端と同市今治港東防波堤灯台中心点を結んだ線